

第一種電気工事士免状の交付申請に必要な書類等
(試験合格の場合)

山形県消防救急課

◎ 第一種電気工事士免状の交付申請には、次のものがが必要です。
(申請時の住所地が山形県内にあることが必要です)

- 1 電気工事士免状交付申請書 (様式第2)
 - 2 第一種電気工事士合格通知書 (原本)
 - 3 実務経験証明書
(注) (1) 実務経験証明書には、工事の名称、内容及びその他電気工作物の需要電力量並びに工事の際に指導に当たった者の役職等、実務の内容をなるべく詳しく記入してください。
(2) 様式1実務経験証明書に書き切れない場合は、別紙に記入してください。
(3) 第二種電気工事士免状を取得している方は、その写しを添付するか、交付年月日及び交付番号を実務経験証明書に記入してください。
 - 4 写 真 1枚
※ 申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmのもので、裏面に氏名を記入し申請書の貼付欄に貼付してください。なお、スピード写真等で画質の悪いものは不可とします。
 - 5 山形県収入証紙 6,000円分
※ 県庁、各総合支庁の売店等で販売しています。
※ 収入印紙ではありません。
 - 6 返信用封筒 (切手不要)
※ 発行した免状を申請者あてに簡易書留で郵送する際に使用します。
※ 封筒は定形サイズで縦14cmから23.5cm以内、横9cmから12cm以内のものをご用意ください。
※ 受取希望の住所 (自宅、学校、勤務先等)、宛名、郵便番号を記載してください。
- ※ 第一種電気工事士免状の交付を受けた方は、交付を受けた日から5年以内ごとに法定講習を受けなければなりません。

第二種電気工事士免状の交付申請に必要な書類等

(試験合格又は養成施設修了の場合)

山形県消防救急課

◎ 第二種電気工事士免状の交付申請には、次のものがが必要です。
(申請時の住所地が山形県内にあることが必要です)

1 試験合格の場合

- (1) 電気工事士免状交付申請書(様式第2)
- (2) 第二種電気工事士試験合格通知書(原本)
- (3) 写 真 1枚
 - ※ 申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmのものを申請書の貼付欄に貼付してください。なお、スピード写真等で画質の悪いものは不可とします。
- (4) 山形県収入証紙 5,300円分
 - ※ 県庁、各総合支庁の売店等で販売しています。
 - ※ 収入印紙ではありません。
- (5) 返信用封筒(切手不要)
 - ※ 発行した免状を申請者あてに簡易書留で郵送する際に使用します。
 - ※ 封筒は定形サイズで縦14cmから23.5cm以内、横9cmから12cm以内のものをご用意ください。
 - ※ 受取希望の住所(自宅、学校、勤務先等)、宛名、郵便番号を記載してください。

2 経済産業大臣指定養成施設卒業の場合

- (1) 電気工事士免状交付申請書(様式第2)
- (2) 第二種電気工事士養成施設修了証明書
- (3) 写 真 1枚
 - ※ 申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4cm×横3cmのもので、裏面に氏名を記入し申請書の貼付欄に貼付してください。なお、スピード写真等で画質の悪いものは不可とします。
- (4) 山形県収入証紙 5,300円分
 - ※ 県庁、各総合支庁の売店等で販売しています。
 - ※ 収入印紙ではありません。
- (5) 返信用封筒(切手不要)
 - ※ 発行した免状を申請者あてに簡易書留で郵送する際に使用します。
 - ※ 封筒は定形サイズで縦14cmから23.5cm以内、横9cmから12cm以内のものをご用意ください。
 - ※ 受取希望の住所(自宅、学校、勤務先等)、宛名、郵便番号を記載してください。